

学校いじめ防止基本方針



四国中央市立関川小学校

令和7年9月改訂版

はじめに

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、重大な人権侵害、犯罪行為であると認識して、その解消にこぞって取り組むべき喫緊の課題である。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が成立し、いじめ問題への対応は、学校だけでなく、関係機関、地域において様々な取組を行ってきた。にもかかわらず、依然として、いじめを背景として、児童生徒の心身や生命を脅かす重大な事案が発生している。

関川小学校では、学校の教育目標「進んで学び 心豊かで たくましい関川の子どもを育てる」の実現に向けて教育を推進している。そして、子どもたちの教育活動を保障するために、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすと考えられるいじめに対峙すべく「関川小学校いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針の下、学校・家庭・地域が一体となり、いじめを絶対に許さず、全員が「学校が楽しい。明日も学校に行きたい。」と思える安心・安全な学校づくりを進める。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

- 「いじめは人権侵害、犯罪行為である」との認識の下、「いじめを絶対に許さない」学校づくりを進める。
- いじめは、どの児童にもどの学校にも起こり得るものであると認識し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に取り組む。
- 認知されたいじめの重み、児童の心の痛みを深く受け止め、丁寧な対応をする。
- いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- いじめを傍観することはいじめと同様に許されない行為であると認識し、仲裁者を育てる。

(2) いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。(いじめ防止対策推進法 第4条)

(3) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(4) いじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
(脅迫、名誉毀損、侮辱)
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
(暴行)
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。(暴行、傷害)
- 金品をたかられる。(恐喝)
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
(窃盗、器物破損)
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
(強要、強制わいせつ)
- パソコンや携帯電話等、ネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる。
(名誉毀損、侮辱)

(5) いじめ問題の理解

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくいものになっている。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識しておく必要がある。

ア いじめをとらえる視点

いじめは日常生活の延長線上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところに特徴がある。文部科学省は、平成 18 年にいじ

めは「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」とした。いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことで、児童生徒が認知しやすいようにしたと考えられる。しかし、いじめは力の優位―劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃性が一過性でなく反復継続して行われることが多く、そのため、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねないことを忘れてはいけない。

イ いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からもいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。

ウ いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者になることへの回避感情、⑥テレビ番組やネット動画等の安易な模倣などがあげられる。

2 いじめの未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実 **信頼し合える仲間づくり**

ア 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人の良さが発揮され、差別心を持たず、互いに認め合う学級づくりを進める。

イ 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活力のある学級集団づくりを進める。

ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。

(2) 人権・同和教育の充実 **いじめや差別を許さない集団づくり**

ア 教職員と児童、児童相互の豊かな人間関係づくりに努める。

イ 身の回りにあるいじめや差別、生活の中の不合理や矛盾に気付く基礎的能力を身に付けさせ、問題解決への技能、態度を育てる。

ウ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、戒め合い、支え合う仲間意識を育て、いじめや差別を許さない集団づくりを徹底する。

(3) 道徳教育の充実 **心を鍛える授業実践**

- ア 自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。
- イ 人権や生命の尊重等を核にした総合単元的な道德学習の充実を図る。
- ウ 人権作文を書き、話し合うことで、いじめや差別を許さない態度を育む。
- (4) 体験活動の充実 **他とのかかわりを深める体験**
- ア 児童が他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる。
- イ 福祉体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に教育活動に取り入れる。
- (5) 児童の主体的な活動 **自発的な活動場面の設定・提供**
- ア 「なかま集会」等の企画・運営など、児童の自主的な活動を積極的に支援する。
- イ 児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう児童会活動を支援する。
- ウ 「いじめSTOP愛顔の子ども会議」への参加を通して、「いじめをなくするために自分たちはなにをすべきか」を考えさせ、具体的な方策を継続して取り組ませる。
- (6) 分かる授業づくり **分かる喜びを味わわせる授業改替**
- ア 児童の学習状況等を的確に把握し、単元や領域で身に付けさせたい学力や授業のねらいを分かりやすく提示する。
- イ 児童の思考の流れに沿った単元構成を考え、単元や領域の指導計画や評価計画を立案する。
- ウ 体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れ、児童が意欲的に学習に取り組むことができるように授業をデザインする。
- (7) 特別活動の充実 **コミュニケーション能力の育成**
- ア 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- イ 学級内のコミュニケーションを活性化するために、構成的グループ・エンカウンタープログラムやピア・サポート、ピア・カウンセリング等を活用し、社会性を育てる。
- ウ アサーション・トレーニングやソーシャル・スキルトレーニング等を活用して、人間関係のトラブルや、いじめ問題に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。
- (8) 相談体制の整備 **いじめの芽に対するアンテナを高く！**

ア 定期的に教育相談週間を設け、教育相談の充実を図る。日記、連絡帳等を活用して、機会を捉えて個々の児童に関わる。

相談形態としては、個別相談、グループ相談、呼出し相談、チャンス相談、自発相談などがある。また、相談方法も、面接相談、電話相談、手紙相談、メール相談などがあり、児童の個別ニーズや集団の状況に応じて、選択する。

イ 教職員が児童との信頼関係を構築するとともに、日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

ウ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携を取りながら教育相談の更なる充実を図る。

エ 家庭との連携(学級だより、連絡帳の活用など)を密にし、学校と家庭の両面から児童の心の声を聴く。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策 **学習と啓発**

ア スマートフォンや携帯電話、インターネットに関する正しい知識を持ち、利用の実態に目を向ける。(理解促進・実態把握)

イ 適正な活動を行うためのものになる考え方と態度、すなわち情報活用能力を養う「情報モラル」についてしっかりと教え、児童にネットのリスク回避能力を身に付けさせるとともに、ルールを確実に守らせる。

(情報モラル教育の充実とルールの徹底)

ウ 情報の拡散性や匿名性等、インターネット特有の特性から生じる課題や被害・加害については、外部の専門家を活用した専門的な知識を児童に理解させる。SNS上のトラブルは、日常生活における関係性と地続きの中で生じるものであるため、外部の専門家に任せきりにするのではなく、個々の教職員も継続的に指導を行う。(外部機関との連携)

エ 教職員に対する情報モラル教育の研修を実施し、どの教職員であっても適切に情報モラル教育が行えるような体制を構築するとともに、個々の授業や学年・学校全体での指導につなげていく。文部科学省の「情報モラル教育ポータルサイト」において、「学習コンテンツ・啓発資料」「授業実践・活用事例」「教員向け動画コンテンツ」「情報モラル教育関連サイト」等学校全体で情報モラル教育を推進するうえで参考となる情報を活用する。また、保護者対象に研修会を実施する。

(スキルアップと保護者啓発)

オ 児童・生徒の安全を確保しつつ、パソコンやスマホの善き使い手として必要な能力やスキルを身に付け、問題が起きた時の解決方法を考える力や実践力を養う「デジタル・シティズンシップ教育」を推進する。そして、教職員や保護者を交えた研修会を実施する。今後、1人1台端末

の活用を積極的に推進するとともに、児童が加害者にも被害者にもならず自立して活躍できる取組を更に進めていく。

(デジタル・シティズンシップ教育の推進)

カ 日頃からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を行う。(未然防止・早期発見・早期対応)

キ いじめられた児童を守り通す。(いじめられた児童等へのケア)

(10) 発達障がい等への共通理解 **特別支援教育の充実**

ア 発達障がいのある児童へのいじめを防止するために、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーなど専門職を交えて、教職員間で障がいの特性の理解や具体的な関わりの共通理解を図る。

イ 校内委員会や支援会議等を通して、具体的な関わりの共通認識を基に、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

(11) 校内研修の充実 **今を変えて、反省を生かす教職員集団に！**

ア いじめられている児童の発するサインを見逃してしまうことのないよう、「いじめ早期発見ポイント」等の研修を深め、教職員自身のいじめを見抜く力を高める。

イ 教職員のいじめ問題についての共通理解と指導力向上を図るため、いじめ等に関するケースワークを実施する。学校の実情に応じた対応の手順や方針についてケースを通じて教職員間で協議するなどして共通認識を得ておくことで、組織的対応につなげる。

ウ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂)の改訂による、いじめ重大事態発生時の関係者の対応や調査について、周知徹底する。そして、いじめの初期対応や重大事態認知後の対応において、法令等に対する理解を促す。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備 **縦・横の連携強化**

ア 市内生徒指導主事会等を中心に学校間で積極的に情報交換を行い、協力して対応する。

イ 幼稚園・保育園(幼保小連絡会等)や町内の小学校(土居地域6年生交流会等)、中学校(小中連絡会等)で情報交換や交流学习を行う。

(13) いじめの防止のための保護者への啓発 **家庭・地域との連携強化**

ア 学校いじめの防止のための基本方針の説明

イ 保護者アンケートの活用

ウ 相談窓口の周知徹底

エ 児童生徒を守り育てる協議会での情報交換

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 名 称 「いじめ防止校内委員会」
- (2) 構 成 員 校長、教頭、生徒指導主事、人権・同和教育主任
養護教諭、スクールソーシャルワーカー
- (3) 活動内容
 - ア 早期発見のための研修
 - (ア) 子どもの声に耳を傾ける。
 - 日記指導を通して、子どもの声に答え、心のキャッチボールに努める。
 - 少人数のよさを生かしたこまめな相談
休み時間、給食の時間など、個にかかわる機会を意図的に設け、子どもの声を傾聴する。十分な時間が取れないときは相談に使える時間を伝え、短い時間でも対応する。
 - (イ) 子どもの行動を注視する。
 - 様々な場面での観察
 - 個人チェックリストの活用
 - イ アンケート等調査の工夫
 - (ア) 毎月実施される「なかよしアンケート」時は、正直に自分の気持ちを答えてほしいということを見童に伝えるときに、必ず教師がその気持ちに応えることを約束する。実施したアンケートは、5年間保存する。
 - (イ) 各学期に実施される「学校生活アンケート」（体罰調査を含む）の分析結果を全教職員で共通理解し、対応策等について周知する。
 - ウ 相談活動の充実
 - (ア) 定期的に教育相談週間を設け、教育相談の充実を図る。日記、連絡帳等を活用して、機会を捉えて個々の見童に関わる。
 - (イ) 日常生活の中での教職員の声かけ等、見童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
 - (ウ) スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携を取りながら教育相談の更なる充実を図る。
 - (エ) 教員が見童一人一人と向き合うことが可能となるような時間の確保を調整する。
 - エ 保護者との連携・情報の共有
 - (ア) 見童や保護者に対して、「関川小学校いじめ防止基本方針」の主旨や理解してもらいたい点について説明する。（PTA総会、PTA理事会、

学級懇談等の活用)

(イ) 取組の進捗状況や得られた成果、「学校評価アンケート」の結果やそれを踏まえた学校の取組についても、適宜、情報発信を行う。

(ウ) 学校以外にも相談窓口があることを周知する。

オ 地域及び関係機関との連携

(ア) 児童生徒をまもり育てる協議会、学校運営協議会、地域補導委員会等の会合で情報交換を行う。

(イ) 市こども課、主任児童委員、民生児童委員、東予子ども・女性支援センター、少年育成センター等、関係機関との定期的な情報交換を行う。

(ウ) 地域における体験活動を通して連携を深める。

(エ) 学校だより等を活用して積極的に情報を発信する。

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

いじめ防止等のための取組に係る達成目標については、いじめ防止校内委員会で審議し、設定するものとする。

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

(ア) 学校評価アンケートに目標の達成状況の評価するための項目を設け、達成度を評価する。

(イ) アンケート結果に基づき、いじめ防止校内委員会で審議し、年間取組計画や取組について見直し、改善を図る。

(4) 年間取組計画

	職員会議等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期 (夏休み)	・「関川小学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ・「いじめ防止校内委員会」(方針・計画等) ・職員研修(いじめ防止の対応の確認) ・「学校評価」「学校生活について」のアンケートをもとに研修	・PTA総会(方針の説明) ・学級経営の充実 ・豊かな人間関係づくり ・なかま集会、夏休み前懇談会での人権啓発 ・インターネットを通じて行われるいじめ等に対する研修(教職員・保護者) ・人権・同和教育の視点にたった 仲間づくり についての実践記録報告会	・「なかよしのアンケート」の実施(毎月) ・児童の日々の観察 ・日記、連絡帳等の活用 ・「学校生活アンケート」の実施 ・教育相談の実施(毎月) ・教職員の情報交換 ・「学校評価」の実施 ・個人懇談を生かした保護者との相談活動

2 学期	・「いじめ防止校内委員会」（2，3 学期の計画等） ・職員研修（事例研修） ・「学校評価」「学校生活について」のアンケートをもとに研修	・人権・同和教育参観日による保護者啓発 ・学級経営の充実 ・豊かな人間関係づくり	・「なかよしアンケート」の実施（毎月） ・児童の日々の観察 ・日記、連絡帳等の活用 ・「学校生活アンケート」の実施 ・教育相談の実施 ・教職員の情報交換 ・「学校評価」の実施 ・個人懇談を生かした保護者との相談活動
3 学期	・「学校評価」「学校生活について」のアンケートをもとに研修 ・「いじめ防止校内委員会」（本年度の反省、見直し）	・学級経営の充実 ・豊かな人間関係づくり ・親子同和問題学習会による保護者啓発 ・人権・同和教育の視点にたった <u>仲間づくり</u> <u>についての実践記録</u> <u>報告会</u>	・「なかよしアンケート」の実施 ・児童の日々の観察 ・日記、連絡帳等の活用 ・「学校生活アンケート」の実施 ・教育相談の実施 ・教職員の情報交換 ・次年度への引継ぎ

(5) 「学校評価」「学校生活について」のアンケートの実施・考察

ア 毎学期、「学校評価」（保護者・教職員対象）、「学校生活について」のアンケート（児童対象）等の調査を計画的に実施する。

イ アンケートの考察には、「いじめ防止校内委員会」があたり、改善策等について教職員への周知徹底を図る。

なかよしアンケート () 年 名前 ()

このアンケートは、みなさんが楽しく明るい気持ちで生活するためのものです。あてはまるものに○をつけてください。※ ○月のことについてこたえてください。

問1 学校はたのしいですか？

- ㊦とてもたのしい ㊧たのしい ㊨あまりたのしくない ㊩たのしくない

問2 いま、なやんでいることやこまっていることしんばいながありますか？

- ㊦ある ㊧すこしある ㊨ない

問3 問2で、㊦㊧とこたえた人にしつ問します。

- ① どんなことでなやんだりこまったりしていますか。いくつえらんでもかまいません。
㊦ともだち ㊧せんせい ㊨うちのこと ㊩べんきょう ㊪うんどう
㊫からだのこと ㊬そのた ()
② どんなことですか。
()

問4 ともだちに「いやだな」と思うことを言われたりされたりしたことがありますか？

- ㊦ある ㊧ない

問5 問4で、㊦とこたえた人は、どんなことをされましたか？いくつえらんでもかまいません。

- ㊦たたかれる・けられる ㊧おどされる ㊨わる口 ㊩あだ名 ㊪からかい
㊫ものやお金をとられる ㊬ひそひそ話 ㊭あそびによせてもらえない
㊮むしされる(しらんぷり) ㊯そのた ()

問6 ともだちがいやがることやかなしむことをしたことがありますか？

- ㊦ある ㊧ない

問7 問6で、㊦とこたえた人は、どんなことをしましたか？いくつえらんでもかまいません。

- ㊦たたく・ける ㊧おどす ㊨わる口 ㊩あだ名 ㊪からかい
㊫ものやお金をとる ㊬ひそひそ話 ㊭あそびによせない
㊮むしする(しらんぷり) ㊯そのた ()

4 いじめが発生した場合の組織の設置

(1) 名 称 「関川小いじめ問題調査委員会」

(2) 構 成 員

校長、教頭、生徒指導主事、人権・同和教育主任、学級担任、養護教諭
(スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー)

※ 学校だけで解決することが困難な事案が生じた場合、() の外部機関とも連携して委員会を構成する。

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

教員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的に対応をする。
また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

(イ) 聞き取るべき内容、留意事項等を確認する。

加害者と被害者の確認、時間と場所の確認、内容、背景と要因、期

間等、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定する。いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、

(イ) 教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

事実確認は被害者、加害者、関係する児童を個別に同時進行で行う。

(ウ) 聞き取った情報を一元化し、「いじめの背景」「児童の心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

(ア) 被害児童に対して

- いじめられている児童と信頼関係ができている教員が中心となって対応していく。
- 事実確認とともに、つらく不安な現在の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自分を責めることのないように言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。
- 心に深い傷を負うなど深刻な被害がある場合には、スクールカウンセラーなどと連携を図る。

(イ) 被害児童の保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える。
- 学校として徹底して児童を守り、支援していくことなど学校の指導方針を具体的に伝え、今後の対応について示し協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、家庭での児童の変化に気を配ってもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

(ア) 加害児童に対して

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- いじめによって、相手をどれほど苦しめたかについて伝え、いじめ

られている児童の心の痛みを共感させる。

- なぜいじめたかを問い詰めるよりも、いじめをするようになった理由や、いじめでしか自分を表現できなかった児童の気持ちを引き出す。
- いじめはいかなる理由があっても、決して許される行為でないことを毅然とした姿勢で理解させる。
- いじめを、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、いじめが、「解消している」状態として、少なくとも次の二つの要件が満たされるようにする。

① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする。）継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

(イ) 加害児童の保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 保護者の心情を受け止め、共感し、共に児童を育てていく姿勢で話す。
- 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

※ 周囲の児童への指導

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者へ転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

一時避難として、別室登校も選択肢の一つとして考慮しておく。また、必要であれば、就学校の指定の変更や区域外就学について保護者と協議を行い弾力的に対応する。

カ 懲戒

いじめを行った児童に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
（不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。）
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- (1) 調査組織 「関川小いじめ問題調査委員会」を開く。
平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとる。
- (2) 対応
 - ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
 - ・ 調査中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を詳細に記載する。
 - ・ 調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるように事前説明の手順、説明事項を詳細に記載する。
 - ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応する。
- (3) 報告
 - ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。
- (4) 調査協力
 - ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。
- (5) 調査結果の提供
 - ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。
 - ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

学校のホームページで「関川小学校いじめの防止基本方針」の全文を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出す。重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるように、いじめ及びいじめ重大事態に対応する際の手順や対応の流れなどを「可視化（見える化）」し、平時から備えておく。

(1) フローチャート及びチェックリストの作成

いじめ重大事態への対応について、平時から重大事態発生時の対応の流れや、学校の実情に合わせて不備がないか確認を行う。そして、いじめの初期対応のフローチャートを作成し、定期的にフローチャート及びチェックリストの確認を行う。

(2) 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築

事案について、詳細で正確な事実関係の記録や管理を行い、教職員間、学校・生徒・保護者間で情報共有・共通認識を図り、迅速かつ適切な対応に当たる。生徒指導上の問題となる事案を把握する際の事実確認の方法や内容（「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」）等を明記し、かつ「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等を区別して記録するような統一した記録様式を作成・周知するなどして、学校現場において可能な限り正確な事案の把握と対応を心掛ける。

9 資料

いじめ防止対策推進法 (平成25年6月8日交付)

『生徒指導提要』 (文部科学省 平成22年3月)

『生徒指導リーフ』『生徒指導支援資料』
(文部科学省 国立教育政策研究所)

指導者用資料「いじめ問題の解決に向けて」(愛媛県教育委員会)

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要
(文部科学省 令和6年8月)